

長柄町告示第10号

地方自治法施行令第158条の規定に基づき、次の通り収納代行事業者を指定したので、長柄町財務規則第53条の規定により告示する。

平成28年4月1日

長柄町長 清田 勝利



- 1 収納代行事業者の住所及び法人氏名
東京都中央区日本橋 2-2-2 マルヒロ日本橋ビル 9F
株式会社さとふる
- 2 収納代行事業者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付させるふるさと応援寄附金
- 3 収納代行事業者に歳入を納付させる期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日

長柄町告示第11号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、次の通り指定代理納付者を指定したので、長柄町財務規則第57条の2第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

長柄町長 清田 勝和



- 1 指定代理納付者の住所及び法人氏名
東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル25号
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付させるふるさと応援寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日